

事務連絡
令和5年9月12日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る
保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて（実施期間の変更）

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」（令和4年4月19日付け事務連絡）において示しているところであるが、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間を下記のとおり変更するので、適切に対応されたい。

記

記2中「令和5年9月30日まで」を「令和7年6月30日まで」に改める。

以上